

## Current status and issues on support for students with disabilities in Shizuoka University of Art and Culture

小杉 大輔

文化政策学部 文化政策学科

Daisuke KOSUGI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

西澤 浩子

教務・学生室 修学サポート室

Hiroko NISHIZAWA

Student Affairs Section

障害者差別解消法の施行に伴い、我が国の国公立大学においては、障害をもつ学生に対する合理的配慮の提供が義務化された。これに伴い、各大学では、障害学生支援体制の構築が推進された。本稿では、開室後2年半を経過した静岡文化芸術大学修学サポート室の障害学生支援についての考え方やこれまでの業務内容を整理し、本学の障害学生支援の今後の課題について考察する。

In Japan, the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities was promulgated in 2013. According to this act, universities are mandated to provide reasonable accommodation for students with disabilities. Consequently, many universities have organized and developed support systems for students with disabilities. And it has been two and a half years since the support office at Shizuoka University of Art and Culture started. In this paper, we report on the support activities provided by the support office and we would like to present our views on the issues that we need to address from now.

精神疾患や発達障害をもつ学生が増加し続けている。日本学生支援機構（2018a）が実施した全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象にした「障害のある学生」の修学支援に関する実態調査によれば、2017（平成29）年5月1日現在における障害のある学生（精神障害、発達障害、視・聴覚障害、病弱・虚弱等を含む。以下、障害学生と表記）数は31,204人（全学生数の0.98%、前年度から3,948人増）、障害学生在籍学校数は914校（全学校数1,170校の78.1%）となった。

この背景には、「障害者差別解消法」施行後、各大学等において、障害学生支援体制の整備や取組が進み、それ以前に比べて学内連携が整ったことにより、障害学生の把握が一層進んだことがあると推測されている。

### 1. 障害者差別解消法と大学における合理的配慮

障害者差別解消法は、それに先立って2006（平成18）年に国連で障害者の権利に関する条約が採択されたことを受け、同条約を批准するにあたって整備が進められたものである。日本は2013（平成25）年に障害者差別解消法を制定し、2014（平成26）年に障害者の権利に関する条約を批准、そして2016（平成28）年に障害者差別解消法を施行している（清水 2016；日本学生支援機構 2018b）

独立行政法人日本学生支援機構が2018（平成30）年3月に発行した「合理的配慮ハンドブック」によれば、この法律は障害者基本法の「差別の禁止」規定を具体化するものと位置づけられ、障害を理由とする差別の解消を推進するための方策、行政機関や民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることによって、共生社会の実現を図ることを目的としている。

この法律では、差別解消を進めるための2つの方策を定

めている。1つ目は差別的取扱いの禁止である。行政機関や民間事業者が事業を行う際、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならないとしている。2つ目は合理的配慮の不提供の禁止である。行政機関等が事業を行う際、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するために合理的な配慮をしなければならないとしている。一方、民間事業者における合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となっている。大学等については障害者差別解消法において、国公立大学等は行政機関等における独立行政法人等に該当し（同法第2条3号）、合理的配慮の不提供の禁止は法的義務となっている（同法第7条）。また、私立大学等は事業者等に該当し（同法第2条7号）、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務になっている（同法第8条）。

各大学等は、2016年の障害者差別解消法施行に向け、支援体制の整備を進めた。また、文部科学省は、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ：2012年12月）（第二次まとめ：2017年3月）」も策定し、大学等における合理的配慮について詳細な検討を行い、課題も提示して、今後の高等教育機関における実践の方向性を示した。

### 2. 大学における合理的配慮とは

「合理的配慮ハンドブック」では、合理的配慮の定義について、まず、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」という障害者の権利に関する条約の定義を引用している。また、「『障害者から現に

社会的障壁<sup>注1</sup>」の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき』にその『社会的障壁』を除去することとなっている」という障害者差別解消法における合理的配慮の規定が併記されている。

そして、「障がいのある学生の修学支援に関する検討報告（第一次まとめ）」では、合理的配慮は「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、その際「大学等に対して、体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義づけられている。

また、ここでは、合理的配慮について、障害の社会モデルによる理解が不可欠としている。障害の捉え方にはさまざまなものがあり、その中に医学モデルと社会モデルがある（高橋・高橋 2015）。医学モデルでは、障害は個人に内在するものであり、脳や身体の機能の一部が多くの人と同じようには機能しない状態を指す。このモデルによれば、障害への対応では、治療による症状の改善や訓練による機能の向上を試みることを目指す。これに対し社会モデルでは、ある個人が活動に制限を受けるのは、一部の個人に不便を強いる社会のあり方が問題であるとし、そのあり方を変えることを目指す。たとえば、文字を読むことに困難さがある人の場合、情報提供の手段が印刷物のみであれば、その情報に「アクセス」することができない。しかし、その情報が音声で提示されればアクセス可能となる。つまり、読字に困難のある人が「学修」や「研究」という活動において制限を受ける状況は、情報提供の手段を限定している教育機関の問題であると考えられる。このような一部の人のために活動に制限がかかるような物理的環境や制度、きまりなどが「社会的障壁」であり、この社会的障壁を小さくする取り組みが合理的配慮である。

### 3. 静岡文化芸術大学の障害学生支援

#### 3-1. 修学サポート室

静岡文化芸術大学では、上述の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」および障害者差別解消法の制定を受け、2014年度から障害等をもつ学生への支援体制の構築に着手した。

まず、障害をもつ学生の修学支援体制の構築をめざし、2014年11月に、修学サポート室を開室した。修学サポート室は、専用の部屋をもち、（おもに発達障害に関する）専門的知識を有する支援相談員1名が常駐し、週4日開室とした。その後、2016年度からは、室長（学生部長と兼任）のもと、支援相談員1名、コーディネータ教員2名、教務・学生室<sup>注2</sup>の学生担当の職員（以下では事務職員と記述する）1名による支援業務を行うという現在の体制となった。ただし、修学サポート室に常駐するのは支援相談員1名である。

またこの間、2016年3月までに、「障害学生支援に関する基本方針」「障害学生修学支援規定」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」等を制定した。

修学サポート室のおもな所掌業務は、学生の修学に関する

相談への対応、支援内容の策定、授業配慮申請の手続き、支援学生の家族との連携、教職員や学内内部局（保健室、学生相談室<sup>注3</sup>、キャリア支援室<sup>注4</sup>との連携、医療機関や発達相談支援センター等の外部機関との連携等である。

学生からの相談の受付、相談対応、家族や学内内部局、外部機関との連携に関わる業務は主に支援相談員が担っており、必要に応じて事務職員、室長、コーディネータ教員がそれらをフォローする。事務職員はまた、教務・学生室と連動し、必要に応じて、当該学生の履修状況等の情報を提供する。コーディネータ教員は、心理学、ユニバーサルデザイン等の専門的知識を提供するほか、当該学生が所属する学部・学科の教員との連携を調整する役割を担っている。室長、コーディネータ教員が相談対応に加わることもある。

各支援学生の相談対応については、修学サポート室のスタッフ全員が参加するケース会議で検討、決定しているが、必要な情報はスタッフ間で随時共有し、円滑な支援の実施に努めている。

#### 3-2. 支援の対象となる学生

修学サポート室では、原則的に、障害や疾患等のある学生で修学上の困難を抱える学生であれば、障害者手帳や診断書の有無に関わらず相談を受け付けている。つまり、障害の有無を支援の出発点にするのではなく、当該学生あるいはその周囲の関係者が感じる「修学上の困難さ」を支援の出発点とする考え方である（西村 2018）。そして、相談があったすべての学生について、その状況の確認と整理をおこない、学生の意思を尊重しつつ、支援の必要性や支援の内容を決定していく。なお、これらの一連の手順は、「合理的配慮ハンドブック」にまとめられている合理的配慮の内容の決定の一般的な手順にも合致するものである。

#### 3-3. 相談・支援の流れ

##### 3-3-1. 相談の経路

上述のように、修学サポート室における学生への相談・支援の出発点は、修学上の困難さを感じている学生あるいはその周囲の関係者から相談がなされることである。学生に対しては、メールや電話で事前予約をすることを推奨しているが、直接修学サポート室に相談に訪れる学生もいる。

周囲の関係者には、保健室の職員、教務・学生室の職員、学生相談室のカウンセラー、当該学生の所属する学科の教員、保護者、当該学生の友人が含まれる。

保健室職員からの相談は、心身の不調で保健室を利用した学生の訴えの内容から修学支援が必要と考えられた場合、入学時に入学者全員に記入・提出を求める保健室問診票において、修学上の不安の訴えや修学サポート室への相談の希望が書かれていた場合などが当てはまる<sup>注5</sup>。このようなケースにおいては、修学サポート室の支援相談員は、まず保健室職員と情報を共有し、当該学生を修学サポート室につなげるように保健室職員に要請、その後当該学生とインテーク面接を行う。

教務・学生室や学生相談室に修学上の相談をした学生が修学サポート室での支援を希望した場合も、保健室の場合と同様、担当者間で情報を共有し、インテーク面接につないでいく。

教員から学生対応についての相談があった場合、当該学生についての情報を収集し、修学サポート室での支援を行う必要があるかについて修学サポート室で協議する。そこで支援を行う必要があると判断した場合、支援相談員もしくは教員から当該学生に修学サポート室への相談を提案することになるが、この場合、修学サポート室に相談するかどうかは学生の判断に委ねられる。学生が修学サポート室への相談を拒否する場合は、必要に応じて教員への助言、支援を行う。また、修学サポート室ではなく、教員が対応すべき問題であると判断されるケースもあり、その場合も必要に応じて教員への助言、支援を行う。

保護者が大学のWebサイト等で修学サポート室の存在を知り、メールフォーム等で問い合わせるケースもある。この場合、後に修学サポート室に来てもらい、相談を行うことになるが、これには保護者と当該学生とで来室するケースと保護者のみで来室するケースがある。後者には、当該学生本人には知らせないで来室するケースもある。

なお、入学が決定した時点で障害や疾患等が明らかになっている場合は、入学前に保護者と学生本人に修学サポート室に来てもらい、支援内容について協議している。

このほか、修学サポート室の支援を受けている学生が、同様の困難をもつ友人に修学サポート室を紹介し、そこからインテーク面接につながるケースもある。

一方、他者から見て支援の必要があるが、学生本人にその自覚がなかったり（本人は困っていない）、本人による申し出が困難であるというケースもある。グループワークの際に周囲とトラブルになる学生や、課題がこなせずに成績や単位取得の面で困り感をもっているが、それを一人で抱え込んでいる学生がこれにあたる。このような学生については、授業担当者、所属学科の教員、コーディネータ教員、教務・学生室職員等が、本人の意向を確認しつつ、申し出そのものを支援することもある。これは、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」において、「本人からの申し出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい」としていることに対応するものである。

取得単位数が標準よりも著しく少ない状態で長期欠席しており、学科教員の呼び出しの連絡にも応じないなど、大学が何もできない状況にある学生もいる。このような学生について教員から相談があった場合、修学サポート室のスタッフで対応を協議したうえで、支援相談員が当該学生本人に連絡し、状況を確認することがある。それでも本人に連絡がつかない場合は、健康状況が良くない可能性も考慮して、保護者に連絡し、状況を確認することになる。結果、休学や退学の決断に至るケースもあるが、修学支援につながることもある。

### 3-3-2. インテーク面接

原則として、支援についての相談があったすべての学生について、支援相談員によるインテーク面接を実施する。インテーク面接では、修学上の悩み、不安、現在の生活状況、健康状況等の情報収集を行う。その中で、高校生までで受けてきた支援の内容についての情報を収集することも

ある。また、暫定的な支援内容を伝えることもある。ただし、話す内容は学生に委ねられている。ここでは、困っている状況を一緒に整理し、何が問題で、自分には何ができるのか、あるいは問題の解消にはどのような支援、配慮が必要なのかについて、建設的な対話の中で学生自らに理解してもらうことを目指す。

さらに、相談のあった内容を誰に知っていて欲しいのか、つまり、情報開示の範囲についての約束をする。この点については、ゼミ教員のみを知ってほしいというケース、学科教員全員に知ってほしいというケースなど、様々である。本人の同意のもと、保護者との面談（あるいは電話、メール等による連絡）を行い、情報の共有と家庭での支援について相談することもある。保護者が学生の面談に同席することもある。その一方、学生が保護者への情報開示を拒むケースもある。

続いて、インテーク面接で得た情報や履修状況等に関する資料をもとにケース会議を行う。ただし、本人がインテーク面接において、修学サポート室による支援を望まないことを宣言した場合は、原則的には支援を行わない。また、インテーク面接での主訴が休学・退学に関するものである場合、教務・学生室や学科教員につなげることで支援を終えることもある。

修学サポート室での支援が必要ではないと判断するケースもある。たとえば、本人は不安を抱えているが、客観的にみて支援を必要とする状況にないような（履修状況は良好であり、不安を感じる必要がない場合など）ケースである。その場合であっても、本人が希望すれば、面談は継続される。一方、不安が強い場合などにおいて、心理カウンセリングが相応しいと考えられる場合もあり、その場合は学生相談室、より重篤なケースでは心療内科、精神科等の病院を紹介する。ただし、これらを利用、受診するかどうかの判断は本人の意思に委ねられる。

### 3-3-3. 支援・合理的配慮の内容

修学サポート室での支援が必要だと考えられた場合、支援内容を決定するプロセスに移る。インテーク面接の結果を踏まえ、修学サポート室スタッフがケース会議で支援内容案を作成、支援相談員がそれに基づいて学生本人に支援内容を提示する。そして、本人との対話の中で合意形成を行い、実際の支援を行っていく。

本学で行っている授業における支援、合理的配慮は、履修登録支援、学習指導、スケジュール管理、講義に関する配慮（配慮依頼文書の発行と配布）などである。ここに含まれる内容は、高橋（2016）による障害学生修学支援実態調査の分析結果報告にあげられている発達障害学生への授業支援実施項目のうち、実施校数の多い項目とほぼ一致する。

これらの支援内容について説明する。まず履修登録支援には、学期当初における履修内容の決定（履修状況の把握、優先的に履修する科目の指導、シラバスの確認等）と履修登録手続きの指導が含まれる。学習指導には、授業内容のふり返り、レポート等の課題内容の説明、レポート作成指導が含まれる。レポート等の課題では、その初期段階で課題に手をつけられずに困っている学生が最も多く、課題を理解し、作業をスタートさせることの支援が重要になる。

スケジュール管理には、出席状況、課題の進捗・提出状況の確認が含まれる。これらの支援・指導は定期面談時に行うが、必要に応じて、コーディネータ教員や当該学生の所属学科の教務委員も同席する。

講義に関する配慮には、出席配慮（疾患等に由来する欠席、一時退出への配慮、欠席時の資料の事後提供）、板書支援（黒板、スライドの撮影の許可）、授業内容の資料化および事前提供（スライド内容の印刷提供、拡大資料の提供）、コミュニケーション配慮（講師の話す速さへの要望、映像資料の内容のテキスト化、個別指導、プレゼンテーションの困難さへの配慮など）、座席配慮（聞き取りやすい座席の確保など）などが含まれる。これらの配慮内容は、後述する授業配慮願によって、講義担当教員に伝えられる。ただし、配慮の内容、方法は各教員に委ねられる。

また、授業外の支援として、健康（体調管理、服薬の確認など）、生活管理（食事、睡眠、アルバイト、家事、金銭管理への助言など）、自己理解（特性傾向の理解、コミュニケーションスキルの理解など）、対人関係（家族関係、友人関係、SNSでの対人関係などの問題把握と自己解決支援）、就職活動等に関する支援、進路変更（休学、退学、転学科など）についての応談、学外支援機関への紹介・連携をおこなっている。いずれも、定期面談時に実施している。

### 3-3-4. 定期面談

支援を継続する場合、支援相談員は、週に1回程度の定期面談により、学生のニーズに応じて、履修スケジュールや試験情報、授業や課題の進捗状況、支援状況の確認等の支援を行う（支援・合理的配慮の項に詳述）。定期面談にコーディネータ教員が同席することもある。また、本人の求めに応じて保護者が同席することもある。また、生活面での支援や服薬などについて保護者に確認を取る必要がある場合、面談に代えて電話やメールで情報を確認することもある。

学生が定期面談に来ないこともあるが、その場合でも、電話やメールで連絡をとり、状況を確認、可能であれば代替の面談を実施する。

この定期面談は、修学支援の重要な位置を占める。一つには、支援内容や授業配慮を含む支援方法が当該学生の修学を本当に支えているのかについて、学生から聞き取り、経過を見続けることで、必要に応じて再検討、再調整を行うことが可能になる。さらに、たとえば発達障害学生の場合、課題提出が滞ったことで授業に出られなくなったり、一度欠席してしまったら翌週から出席できなくなったりするなど、少しの躓きが修学上の問題に発展することがあるので、地道な確認が重要になる。この点は、西村(2018)の富山大学の実践報告でも指摘されている。

また、同じく西村(2018)が述べるように、定期面談は実際の修学状況を確認し対応を考えるだけでなく、学生本人の自己理解が行われていく過程でもある。修学サポート室においても、定期面談を重ねる中で、自己の特性への理解が進み、発達障害的傾向を受け入れ、外部の専門施設での診断につながったケースもある。自己の失敗体験の理由がわかり、自己受容が進むケースも多い。発達障害傾向の学生に限らず、人に言えなかった過去の傷つき体験等の

語りに至ることも多く、カウンセリング的関わりが必要になることも多い。支援員の助言を受け入れて行動を調整していく中で、成功体験を重ね、自己肯定感を回復していくケースもみられる。西村(2018)はこのような過程について、定期面談を通して認知行動療法がおこなわれていくようであると述べている。支援学生が障害や特性を前向きに受け止めることができるようになるまでは時間がかかるが、このような支援は大変重要であると考えている。

なお、(定期的な面談を拒むなどの理由で)定期面談できないケースにおいても、学期当初、学期中、試験終了後をめどに面談を行い、支援ができていないかの評価を行っている。また、一回の相談の後、支援を受ける意思がないことの表明があり、支援を継続しないケースもある。

### 3-4. 授業配慮願の申請制度

静岡文化芸術大学では、2016年度から授業配慮願の申請制度が始動した。これは、学内で組織的な修学支援を行うために整備された制度であり、授業配慮願を申請することで、学生は授業において希望する支援、たとえば、障害に配慮された資料の提供、体調不良の際の授業中の退室の許可、希望する座席への着席等の配慮を受けることができる。

授業配慮願の申請を希望する学生は、まず、修学サポート室で支援相談員と面談をおこない、そこで、授業配慮申請制度についての詳しい説明を受け、現在の症状や授業内での困難事項について確認される。支援相談の当初に行うインテーク面接がこの面談を兼ねることもある。また、コーディネータ教員が同席することもある。

制度の内容および自らの状況とそれに対して受けることのできる配慮について、学生と支援相談員の合意が形成された場合、当該学生は支援相談員の助言に従って修学支援申請書を作成する。この過程において、情報開示についての約束事を確認する。つまり、病名・障害名を書類上で明らかにするのか、症状のみを伝えるのかの確認である。

学生は、修学支援申請書を完成させたのち、障害者手帳または診断書の写しを修学サポート室に提出する。それを受け、支援相談員が授業配慮申請書を作成し、学生に内容を確認する。さらに、これらの申請書の内容について修学サポート室のケース会議で精査し、必要に応じて、学生本人にも確認を取りながら、授業配慮申請書を完成させる。この過程で、配慮申請した学生の所属学科の教務委員に希望する配慮内容を伝え、意見を募り、その内容について学科会議で情報共有するよう求める。

学生の症状と配慮の内容の例として、視野狭窄の学生に対し、拡大資料の提供を求めた例、疾患による易疲労感のある学生に対し、途中退席の許可や欠席の際の資料のとり置きなどを求めた例、難聴の学生が受講者に含まれる授業の担当者に対し、重要事項や課題の内容は板書や印刷物で伝えること、はっきり、ゆっくり話すよう心がけることなどを依頼した例があげられる。

申請書類の完成後、障害学生修学支援委員会<sup>注6</sup>で審議を行い、承認後、実施計画書（授業配慮願）が当該学生の所属学部の学部長に通知される。その後、この授業配慮願が学部長から授業担当教員へ通知される。授業配慮願には、履修希望科目、症状等、希望する授業中の配慮が書かれて

いる。授業担当教員は、申請学生が希望する配慮について各自で検討し、可能な限りの配慮・支援を行う。

授業配慮願を受け取った授業担当教員から修学サポート室に、支援内容やその方法についての確認や相談が寄せられることもある。この場合、授業の目標や形式、授業資料の提示方法や配布資料の形式等を確認し、必要に応じてケース会議で対応を検討しながら、学生の支援ニーズとのすり合わせを行う。

ここまで述べてきた授業配慮願は、当該学生が障害者手帳や診断書を保持しており、その障害や疾患等について組織的に周知する必要があるとみなされたケースについてのものである。一方、授業配慮を希望する学生の中には、特定の疾患、障害の診断を受けていない者もあり、障害者手帳や診断書を提出することができない者もいる。この場合、先と同様のプロセスで授業配慮願を発行することができない。本学では、このような場合でも、必要な授業配慮を行うために、修学サポート室長名で授業配慮願を発行し、授業担当教員に通知することがある。たとえば、診断を受けていないものの発達障害の傾向がみられる学生が、障害特性のために朝の講義に遅刻することが多くなることが予想される場合に、講義資料の取り置きを配慮願で依頼するケースなどがこれにあたる。

なお、授業配慮願で教員に依頼した配慮の内容の妥当性や配慮の適切さについては、定期面談等で確認を行い、必要に応じて調整を行うことにしている。

### 3-5. 外部機関との連携

先に、発達障害の疑いのある学生については、(本人の同意のもと)地域の発達相談支援センターや専門医につなげることがあると述べたが、発達障害の疑いのある学生に限らず、心身の不調が顕著な場合、病院を紹介し、医師の診断を受けるようにうながすことがある。ただし、診断を受けるかどうかの判断は、学生本人に委ねられる。

病院の紹介は支援の過程のさまざまな時期でおこなわれる。症状が重篤であったり、本人の希望があれば、インテーク時から行うケースもある。

また、学生が自身の症状や対応する医療機関についてWeb等で調べ、自発的に医師の診断を受けるケースもある。

支援中の学生が通院する場合、必要に応じて主治医と連絡をとり、対応について相談、情報共有することもある。

### 3-6. 支援学生の障害内容

2017年度に修学サポート室に来談した学生の総数(総来談者数)は161名、そのうち同年度の新規来談者は29名であった。また、2016年度の総来談者数は158名、同年度の新規来談者は38名であった。なお、2018年度は10月末までで、総来談者数は139名、そのうち新規来談者が33名となっている。

支援につながった学生の障害内容は、身体障害(四肢、聴覚、視覚)、病弱(白血病、甲状腺障害、てんかんなど)、虚弱<sup>注7</sup>、精神障害(うつ病、双極性障害、統合失調症、心身症、ゲーム依存、摂食障害、リストカットなど)、発達障害(ASD、ADHD、LD、吃音症)である。なお、発達障害の診断はついていないが、その疑いがある学生も多数

おり、診断がついている学生数とあわせると最も人数が多くなる。

なお、障害別の割合をみると、発達障害およびその傾向40.4%、精神障害およびその傾向19.3%、身体障害5.3%、病弱・虚弱12.3%、その他22.8%となっている。

## 4. 今後の課題と展望

本稿では、静岡文化芸術大学修学サポート室で実施している障害学生支援の仕組みと現状について報告した。

修学サポート室では、保健室や学生相談室、教務・学生室と連携し、修学上の困難を抱える学生の相談対応を行っている。修学サポート室に寄せられる相談の件数は年々増加しており、相談内容は修学支援に限らず多様である。当室を訪れる学生とのさまざまなやり取りの中で、私たちも多くのことを学んできた。また、授業配慮願の発行の仕組みの整備、障害学生を対象にした長期履修制度の策定など、障害学生の学びの支援の充実を図る取り組みも進展させてきた。しかしながら、検討すべき課題は山積している。

現状、修学サポート室における支援において重要な課題と捉えているのは、支援学生に対するキャリア支援、とくに就職活動の支援である。障害学生の中には、単位をそろえ卒業するのが精一杯であり、自らの適性を見出せず、在学中に就職活動まで完結させるところまで至らない者が多数いる。支援者も可能な限りの支援を行うものの、大学での生活を支援し、単位をとらせることがその目的になってしまうケースも多い。一方、一般の学生と同様のペースで、かつ良い成績で単位を取得してきたものの、就職活動で大きな挫折を味わったことをきっかけに、支援が必要となるケースもある。たとえば、就職活動を開始するまで、自分に発達障害的傾向があるという現実と直面する機会をもたなかったのであるが、就職活動中の面接等での失敗経験を通して、自己理解、発達障害的特性の理解という大きな課題に直面することになった学生がこれにあたる。このような学生は二次障害を起こすことも多く、結果として、その後の学びがうまく行かなくなり、卒業が難しくなることもある。

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」で述べられているように、障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行うことが難しい。そこで、この第二次まとめでは、大学等において、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行うことや、職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行うための支援などの取り組みを促進することが重要であるとしている。また、これらの支援や情報提供を行うことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみで

は困難であると考えられることから、学外における、ハローワークや地域の労働・福祉機関、就職・定着支援を行う機関、(インターンの実施等を含む)就職先となる企業・団体との連携が必要であるとしている。

本学においても、修学サポート室が、個々の支援学生に対して、定期面談と並行して、キャリア支援室や外部機関との連携のもと就職支援を行い、4年次あるいは卒業後の就職を展望できるようにしていくのが望ましいと考えている。

近年、このような取り組みを実施する大学が増えてきており、支援の参考となる資料が蓄積されてきた。たとえば、九州産業大学では、配慮を要する学生(大学不適応、身体・精神・発達障害等)の卒業期支援として、卒後就労への橋渡しを担う就労移行支援施設と同等のシステムを学内に構築する試みを行っている(鬼塚 2017)。ここでは、学内就労体験(図書館、食堂・売店・清掃関係などの学内委託企業)、学外就労移行支援事業所の見学および体験実習、学内での就労移行支援事業所出張講座等を実施している。

関西学院大学では、発達障害学生に対する修学支援と並行し、就労支援に特化した「キャリア教育支援プログラム」が実施されている(藤田・西岡・大江 2018)。ここでは、社会福祉法人の就労支援員との連携のもと、学生自身の障害特性の理解や就労イメージを具体化させるためのグループワーク、大学図書館における事務作業や軽作業を行う学内実習、就労支援セミナー、特例子会社見学会、進路選択面談などが実施されている。これらは3年生が対象となるが、2年生に対しても、プレキャリア教育支援プログラムにより、3年次の支援プログラムの前段階の準備を行っているという。

発達障害学生に対する就労支援の取り組みとしては、この他にも、プール学院大学における修学支援を行う学生支援センターと外部の就労関連機関との積極的な連携(ハローワーク、就労移行支援事業所、公共機関、特例子会社などと連携したインターンシップなど)の事例が報告されている(高瀬ら 2017)。また、富山大学では、発達障害をもつ学生に対し、3年次からは修学支援と並行して、職種・業界の選択、働く地域の選択、エントリーシートの作成、応募手続きの履行、面接練習等を行う就職支援を実施していることが報告されている。富山大学においても、必要に応じてキャリアセンターや、ハローワーク等外部の就労支援機関との連携が行われている(西村 2018)。

これらの取り組みを参考に、本学でも、修学サポート室で支援を行っている学生への就職支援体制の構築について検討する必要がある。

この他、本学においても、大学生生活に困難を感じているにも関わらず主体的に支援を求めようとしない学生をいかに支援するか、というサービスギャップの問題にさらに取り組むべきであると考えている(藤川 2018)。取得単位数の不足のために標準年次での卒業がかなわなかったことをきっかけに修学支援が始まった学生たちの中に配慮を要する学生が含まれることも多く、早期に支援を開始すれば、学業不振の状況を防げたのではないかと感じることもある。

また、たとえば、発達障害的特性のために書字が苦手、時間的に切迫した状況では、判読不能に近い文字を書くこ

とになる学生がいた場合、授業担当者に「課題に真剣に取り組んでいない」と誤解される危険性がある(近森 2018)。これは、本来であれば、当該学生と相談の上で、授業担当者とも書字の困難について情報を共有し、配慮を行う必要があるケースであるが、本人からの申し出がなければ、見過ごされてしまう可能性がある。本学においてもこのようなケースが潜在しているかもしれない。

現在、修学サポート室で支援している学生、とくに発達障害的特性をもつ学生の中には、抑うつ状態などの二次障害を抱えている者も多い。このことから早期支援の必要性を痛感している。

そして、このような学びの困難さが見られる学生に対し、教職員が援助を申し出たり、辛さを理解するひと言葉をかけたりすることが、支援の第一歩になるのではないかと考える。本学において、このような声かけが日常的になるような風土を醸成してゆくことも、修学サポート室の使命の一つであると考えている。

本学が、すべての学生にとって過ごしやすく、学びやすい場となるよう、今後も日々の支援活動に真摯に取り組んでいきたい。

<sup>※1</sup> 改正障害者基本法(平成23年8月改正法施行)では、この「社会的障壁」について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としている。したがって、大学等においては、大学等における事物、制度、慣行、観念等により、キャンパス内での移動、施設利用、修学、資格取得、その他の様々なプログラムへの参加等の全ての場面において、配慮を求められる場合が想定される。

例えば、運動機能に障害があって車椅子を使っている学生がいたとする。受講したい授業の教室が階段を使わないと行けない場所にあったとすると、階段が「社会的障壁」となり、授業への参加が制限される。この授業で使う教室を車椅子でアクセス可能な教室に変更すれば、社会的障壁が除去されたことになる。この場面での教室変更が、合理的配慮にあたる(日本学生支援機構 2018b)。

<sup>※2</sup> 教務・学生室：履修・試験、免許・資格、留学といった教務関連の相談と、休・退学といった学籍管理、クラブ活動等の課外活動、施設利用等の管理といった生活関連の相談の担当窓口。

<sup>※3</sup> 学生相談室：カウンセラーが人間関係や学生生活上の精神面に関する相談に応じている。

<sup>※4</sup> キャリア支援室：学生のキャリア形成および就職活動を支援する組織。

<sup>※5</sup> 保健室問診票には、現在治療中の病気、アレルギーの有無等のほか、身体面・精神面で気になることや心配事の記述欄がある。また、「人に会いたくない」「やる気が出てこない」「なんとなく不安である」「悲観的になる」などの精神面での不調に関するチェック項目、「コミュニケーションが苦手」「急な予定変更があるとあわてる」「グループ行動が苦手」「指示を聞き逃したり忘れたりする」などの発達障害的傾向に関するチェック項目も設けている。さらに、保健室もしくは学生相談室、修学サポート室に相談を希望するかをたずねる項目もある。

<sup>※6</sup> 障害学生修学支援委員会：障害学生の修学等支援の実施計画の策定や関係部局間の調整を行う学内組織。

<sup>※7</sup> 病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、(身体)虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう(日本学生支援機構 2015)。

## 引用文献

- 近森 聡 (2018) 関西大学における障害のある学生の修学支援 精神/発達障害の場合。関西大学人権問題研究室紀要, 75, 43-64.  
藤川 麗 (2018) 学生相談におけるコラボレーション。教育心理学年報, 57, 192-208.  
藤田 望・西岡崇弘・大江佐知子 (2018) 高等教育における発達障がい学

- 生のためのキャリア教育支援の取り組みと今後の展望. 関西学院大学 人権研究, 22, 35-46.
- 文部科学省 (2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ). [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/\\_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295\\_2\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf) (参照日2018年11月8日)
- 文部科学省 (2017) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ). [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf) (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2015) 教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成26年度改訂版) [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/index.html#guide\\_pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html#guide_pdf) (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2018a) 平成29年度 (2017年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書 [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/05/h29report.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/07/05/h29report.pdf) (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2018b) 合理的配慮ハンドブック. [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hand\\_book/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/h29\\_handbook\\_main.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/h29_handbook_main.pdf) (参照日2018年11月8日)
- 西村 優紀美 (2018) 発達障害のある大学生の支援: 修学支援から就職後の支援まで. 学園の臨床研究, 17, 5-14.
- 鬼塚淳子 (2017) 配慮を要する学生を対象とした大学内就労移行支援システム創出の試み. 科学研究費助成事業 研究成果報告書 <https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-15K13255/15K13255seika.pdf> (参照日2018年11月8日)
- 清水 浩 (2016) 我が国における障害者関連の法整備及び国の施策の変遷 山形県立米沢女子短期大学紀要 第52号, 31-39, 2016
- 高橋 知音 (2016) 発達障害学生支援の課題. 日本学生支援機構 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 第3章 36-67. [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/04/03\\_chapter3.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2017/09/04/03_chapter3.pdf) (参照日2018年11月8日)
- 高橋知音・高橋美保 (2015) 発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何か—エビデンスに基づいた配慮を実現するために—. 教育心理学年報, 54, 227-235.
- 高瀬智恵・松久眞実・今村佐智子・小脇智佳子 (2017) 発達障害学生の就労支援—就労移行支援事業所との連携 “キャンパスチャレンジ”の試み—. プール学院大学研究紀要, 58, 69-83.

